



日医発第 534 号(地 313)(税経 50)(保 176)

令和 3 年 9 月 2 8 日

郡市区医師会

会長 殿

公益社団法人 日本医師会

会長 中 川 俊 男
(公 印 省 略)

令和 3 年 1 0 月以降の医療機関等における感染防止対策の継続支援
およびコロナ患者診療に係る特例的な評価の拡充について

今般、1 0 月以降の医療機関等における感染防止対策支援の継続および新型コロナウイルス感染症の診療等に係る特例的な評価の拡充が決定されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

令和 3 年度の当初予算で措置された外来および入院診療に係る感染症対策に係る診療報酬での特例的な対応につきましては、令和 3 年 4 月から 9 月までの措置であり、延長しないことが基本とされておりました。これに対し、日本医師会は新型コロナウイルス感染症による全国の深刻な状況と医療従事者の献身的な取り組みを踏まえ、政府・与党をはじめ関係各所に対して 1 0 月以降の継続的な支援を粘り強く働きかけました。その結果、田村厚生労働大臣をはじめ厚生労働省の必死の調整もあり、別添資料のように、感染防止対策の継続支援および特例評価の拡充に至ったことをご報告いたします。

まず、医療機関への感染拡大防止対策支援につきましては、日本医師会として継続的な支援が必須と申し上げてまいりましたが、令和 3 年 1 0 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までにかかる感染拡大防止対策に要する費用として、病院および有床診療所に 1 0 万円、無床診療所に 8 万円が補助されることとなりました。各医療機関におきましては、引き続き感染症の拡大防止の徹底をよろしく願いいたします。また、厚生労働省に対しては、補助金申請手続き

の簡素化、交付の迅速化等を要請したところであります。

診療報酬については、入院および入院外における新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者、回復患者を含む）に対する臨時的な取扱いに加えて、新型コロナウイルス疑い患者の外来診療について、診療・検査医療機関が医療機関名を公表する場合には、令和4年3月末までの措置として、院内トリアージ実施料300点に250点上乗せして550点とされました。今後の季節性インフルエンザも含め感染症が流行する冬期に向け、各地域の医療提供体制をより強化すべく有効活用していただければ幸いです。

そのほか、自宅および宿泊療養患者への往診・訪問診療等についても診療報酬上の評価の充実が図られました。

今後、各地域において、医療機関がより一層連携し新型コロナウイルス感染症への対応を進めていく体制を構築していくために、必要な支援が盛り込まれたものと受け止めています。

しかし、先日、社会保障審議会 医療保険部会で公表された令和3年4、5月の医療費が、休日補正後で新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年よりも低い水準に止まっているように、地域の医療提供体制は依然として厳しい状況にさらされています。各医療機関が地域の実情にきめ細やかに応えるために、日本医師会として、引き続き十分な支援を強く要請していく所存であります。

（添付資料）

1. 感染防止対策の継続支援・コロナ患者診療に係る特例評価の拡充

感染防止対策の継続支援・コロナ患者診療に係る特例評価の拡充

- 医療、介護、障害福祉における感染症対策について、そのかかり増し経費を直接支援する補助金により支援を継続する。申請手続は、できる限り簡素な方式とする。
- 加えて、医療機関等における新型コロナ患者への診療に対する診療報酬上の特例的な対応を更に拡充する。

1 各施設・事業所における感染防止の支援の継続

医療

国直接執行の補助金により、以下のとおり実施

- ・ 病院・有床診療所(医科・歯科) **10万円上限**
- ・ 無床診療所(医科・歯科) **8万円上限**
- ・ 薬局、訪問看護事業者、助産所 **6万円上限**

介護

地域医療介護総合確保基金の枠組みを活用し、基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての介護施設・事業所に対して実施

- ・ 平均的な規模の介護施設において、 **6万円上限**

※サービス別等に補助上限を設定

※医療系の介護サービスを行う医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）に医療の補助金が支給される場合は、当該補助金で対応

障害福祉

都道府県等向けの補助金の枠組みを活用し、基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての障害福祉サービス等事業所に対して実施

- ・ 平均的な規模の入所施設において、 **3万円上限**

※サービス別等に補助上限を設定

※障害福祉サービス等を行う医療機関・介護事業所に、医療又は介護の補助金が支給される場合は、当該補助金で対応

対象経費（共通）

令和3年10月1日から12月31日
までにかかる感染防止対策に要する費用

2 新型コロナ患者の診療に係る診療報酬上の特例的な対応の拡充

外来

- ✓ 疑い患者への外来診療の特例拡充 <令和4年3月末まで>

院内トリージ実施料の特例300点→**550点**
※ 診療・検査医療機関に限定、自治体HPでの公表が要件

- ✓ コロナ患者への外来の特例拡充

ロナプリーブ投与の場合：950点→**2,850点(3倍)**
その他の場合： **950点**

歯科

- ✓ 呼吸管理を行うコロナ患者の口腔粘膜処置に係る特例 (**100点**)

- ✓ 自宅・宿泊療養中のコロナ患者に対し、訪問診療を実施した場合に係る特例
(**330点(時間要件の緩和)**)

等

在宅

- ✓ 自宅・宿泊療養者への緊急の往診の特例拡充

ロナプリーブ投与の場合：950点→**4,750点(5倍)**
その他の場合：950点→**2,850点(3倍)**

- ✓ 自宅・宿泊療養者への緊急の訪問看護の特例拡充
(520点→**1,560点(3倍)**)

調剤

- ✓ 自宅・宿泊療養者への緊急の訪問/電話等による服薬指導への特例拡充
(訪問：**500点**、電話等：**200点**)

- ✓ 自宅・宿泊療養者の服薬状況の医療機関への文書による情報提供の特例
(30点(月1回まで)→**算定上限撤廃**)

※ 診療報酬における小児外来に係る特例については、以下のとおり支援を継続する。 <令和4年3月末まで>

医科：**50点**、 歯科：**28点**、 調剤：**6点**